

再審法の速やかな改正を求める決議

当会の管内では、「梅田事件」と呼ばれる再審無罪事件が存在する。梅田事件は、1950年（昭和25年）10月10日夜、北海道北見市郊外で強盗殺人事件が発生し、1952年（昭和27年）10月2日夜、事件と何ら関係のない梅田義光氏が、主犯の男の虚偽供述により逮捕され、北見市警察署にて、その夜から2日間にわたり、複数の刑事に殴る・蹴るの拷問をされ、その苦痛に耐えかねて虚偽の犯行を自白した。

1954年（昭和29年）7月、釧路地裁網走支部は無期懲役、1956年（昭和31年）12月に札幌高裁で控訴棄却、最高裁への上告も退けられ、1957年（昭和32年）11月、梅田氏の無期懲役が確定した。

梅田氏は、それ以後、網走刑務所で服役し、逮捕から10年後の1962年（昭和37年）10月に再審請求書を釧路地裁網走支部に提出したが1964年（昭和39年）4月に棄却、その後の即時抗告、特別抗告のいずれも棄却された。

梅田氏は、1971年（昭和46年）5月に逮捕されてから18年7か月ぶりに仮釈放され、1979年（昭和54年）12月に2回目の再審請求書を釧路地裁網走支部に提出した。釧路地裁網走支部は、1982年（昭和57年）12月20日、再審開始を決定、その後釧路地検が即時抗告したが、1985年（昭和60年）2月4日、札幌高裁による即時抗告棄却、1986年（昭和61年）8月27日、釧路地裁により梅田氏は再審判決にて無罪が言い渡され、同年9月8日に無罪が確定した。逮捕時28歳の梅田氏は、無罪確定時には62歳となっていた。

再審無罪判決が言い渡された当時の新聞では「誤判救済の法整備急げ」（北海道新聞夕刊1986年（昭和61年）8月27日）と問題提起をしているが、それから40年近くもの間、一向に法整備がなされずに今日に至っている。

具体的な法整備については、まず、国選弁護人制度の創設が必要である。当時から現在に至るまで再審請求における国選弁護制度は法律上存在せず、梅田事件の再審請求の弁護団に参加した弁護士らは皆、ボランティアでの活動であった。梅田氏も含めえん罪被害者の多くは、長期間身体拘束され、経済的に余裕がないことが通常であり、そのような方々の弁護人依頼権の保障を手厚くする制度が必要である。

次に、再審開始決定後の再審公判において検察官は有罪立証活動が可能なのであるから、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すべきである。梅田事件では再審請求開始決定に対し検察官による即時抗告がなされ、最終的に再審無罪となるまで3年8か月の時間を要しており、その期間は決して短い時間とは言えない。現に、梅田氏の母親は、再審無罪判決言渡し前の1985年（昭和60年）1月10日に他界し、母に自分の無実を証明したかった梅田氏の無念は計り知れないもの

である。

最近の事案では、いわゆる「袴田事件」に関する再審請求事件（有罪の言渡を受けた者：袴田巖氏、請求人：袴田ひで子氏）について、2014年（平成26年）3月27日に静岡地方裁判所が再審開始決定を行った。しかし、検察官は再審開始決定に対し即時抗告し、東京高裁が2023年（令和5年）3月13日に即時抗告を棄却するまで9年近くの時間を要した。その間に、袴田巖氏は87歳、袴田ひで子氏は90歳となり、これ以上の手続の遅延は許されない状況にある。

最後に再審請求手続における証拠開示の法制化が必要である。梅田事件の再審決定においても裁判官の訴訟指揮により多数の不開示証拠が明らかになっており、再審無罪の判断に影響を与えている。袴田事件でも、第2次再審請求審において、約600点もの証拠が新たに開示され、それが再審開始の判断に強い影響を与えている。しかし、再審請求手続における証拠開示については、現行法上、明文の規定を欠いており、その実現が制度的に担保されていない。袴田事件で大幅な証拠開示が実現したのは、裁判所の積極的な訴訟指揮によるものであるが、逆にいえば、裁判所の姿勢によっては証拠開示が実現しなかった可能性もありえた。時に「再審格差」とも呼ばれるように、裁判所の姿勢次第で再審請求手続における証拠開示が左右される実情がある。

このように、梅田事件及び袴田事件は、現行の再審法の不備を浮き彫りにしている。

よって、当会は、えん罪被害者の速やかな救済のために、政府及び国会に対し、

- 1 再審開始手続における国選弁護人制度の創設
 - 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
 - 3 再審請求手続における証拠開示の法制化
- を含む再審法の改正を行うよう強く求める。

以上のとおり決議する。

2023年（令和5年）9月30日

釧路弁護士会
会長 久保田庸央